

牙音の舌面音化について

花 登 正 宏

—

遠藤光暁氏は「在欧のいくつかの中国語音韻史資料について」⁽¹⁾の中で、筆者の旧稿「蒙古字韻ノート—とくに開口二等牙音の舌面音化について—」⁽²⁾(以下、「前稿」と称する)の所論に手厳しい批判を加えられた。公刊後少々時間のかかりすぎた憾みはあるが、牙音の舌面音化という中国音韻史上における相当重要な問題について、少くとも「抛磚引玉」の役割りのみは果たしたものと思ひ、当初はそれなりに満足していた。しかし、しばらくしてから再度遠藤氏の論を検討してみると、その批判するに際して新しい資料の提示は殆んどなく、ただ『蒙古字韻』の朱宗文の序について氏なりの解釈を示され、それと関連づけて前稿の批判をされたにすぎないことに気がついた。これは言うまでもないことだが、ある文章の解釈は、あらゆる「読み」の可能性を考慮に入れた上で各人が行っているものであり、よほど明白な誤読ででもない限り前の解釈をくつがえすためには、それが誤りであることを証明し得るはっきりとした証拠あるいは全く新しい視点よりする読解が必要とされよう。遠藤氏も氏なりの解釈を示されるに際し、新しい視点を示されなかった訳ではないが、従来解釈もそういう見方の存在を知悉した上で慎重に行われたのである。したがって、氏の朱宗文序解釈は従来読み方を否定し得たわけでは決してなく、別の読みの可能性を新たに提出したものにすぎないと筆者は考える。そういうわけで、朱宗文序の氏なりの解釈にのみ基づいた、あるいはそれと関連して行われた前稿への批判については、見解(読み)の相違として片づけることも出来ないわけではない。しかし、前稿を批判されるに際しての氏の論の進め方に何か釈然としないものが感ぜられ、また牙音の舌面音化については今までに少し考えていることもないわけではないので、本稿では氏の論に賛成できない旨を示すとともに、あわせて、牙喉音の舌面音化研究の展望についても述べたいと思う。

なお、あとにも述べるが、遠藤氏が直接批判された従来朱宗文序解釈は尾崎雄二郎氏⁽³⁾のもので筆者のものではない。しかし前稿は朱宗文序の解釈として

は尾崎氏のものに依拠し、その上で論を進めているのである。筆者が朱宗文序の解釈についても遠藤氏に反論する理由はここにある。

二

まず前稿の骨子について述べることにする。

前稿を草す際まず筆者の念頭にあったのは、熊忠撰『古今韻会舉要』（1297年刊）における開口二等牙喉音をどう扱うかということであった。周知のごとく、開口二等牙喉音は現代北方音では口蓋化を起し舌面音となったものである。『舉要』における開口二等牙喉音字の扱いは一種特別なところがあって、その扱い方が大きく二つに分れる。一つは同韻の他声母字より独立し、そのみで一韻を形成するものであり、他の一つは三・四等の牙喉音字と一韻を形成するものである。前者が多数を占めているが、開口二等牙喉音字のみで一韻を成すのであるから、同撰の三・四等牙喉音と音を異にしていると想像される。後者の例としては庚韻・耕韻及び江韻の牙喉音字が挙げられるが、それらは三・四等牙喉音字と同音になっているのであって、たとえば「庚」・「耕」・「経」（四等青韻）、「江」・「薑」（三等陽韻）は各々同音とされる。いうまでもなく三・四等韻は当時拗介音 *i* を有していたことは疑いないから、この開口二等牙喉音が口蓋化して *i* 介音を有するに至ったものであることは疑いない。では、上に述べたような『舉要』の開口二等牙喉音に対する扱い方の違いは何か。前者においても、他声母の同韻字とは独立に一韻が立てられているのであるから拗介音 *i* を有していた可能性は少くない。してみると、後者の庚・耕・江三韻の牙喉音字については、さらに一歩踏みこんで舌面音化していたと考えられないか。そう考えてはじめて『舉要』における開口二等牙喉音は整合的に解釈出来るのではないか。以上のような考えのもとに関係資料を渉猟し、その結果として発表したのが前稿である。『蒙古字韻』は『舉要』と極めて密接な関係にあり、開口二等牙喉音字の扱い方についてもほぼ共通している。そこで『蒙古字韻』をも視野に入れて、『舉要』の整合的解釈の一環としようとしたのである。

前稿は四頁ばかりの小論であるが、そこではまず、元代における牙喉音の舌面音化に関わる先行諸家の説を紹介した。要点のみを記すと、坂井健一氏は『舉要』の舌面音化（氏は舌面音化を口蓋音化と記されている）を『蒙古字韻』のパスバ字標記を利用し、重紐問題と関連づけつつ論じられ、牙音四等字は舌面音化しているとされた。尾崎雄二郎氏の説については後で詳しく述べることになるが、氏は注(3)所掲論文において、『字韻』の朱宗文序の記述から牙音四等字

の舌面音化していることを明らかにされた。以上二氏の論は牙音四等字の舌面音化についてのものであり、前稿が開口二等の舌面音化を副題とするのと一見関わりがないように見えるが、先にも述べたように、庚・耕・江三韻の牙音は『拳要』では三・四等の牙音と同音となっているのであり、四等牙音に舌面音化が認められれば当然それと同音の二等牙音字も舌面音ということになり、実は前稿の目的とするところと深い関係のあるものなのである。また牙音二等については、趙蔭棠氏と坂井健一氏の説を紹介した。趙氏はまず、『拳要』宥韻の鏡字に附された案語に「交字属半齒」とあることに注目し、二等牙音「交」は「半齒」、つまりは舌面音であったとされた⁽⁶⁾。さらに氏は、宋の『唐語林』巻二に「覚是齶際声」とあることにも注目され、二等牙音「覚」は「齶際声」、つまり舌面音であるとして、舌面音 $tp \cdot tp' \cdot \varphi$ の成立は元朝に始まるとの説を提示された⁽⁶⁾。つぎに坂井氏は、『拳要』が牙喉音二等字を独立した韻としてたてていることに注目され、それは舌面音化（氏のいう口蓋化）を示すための著者の作為であり、『拳要』の時代でも牙喉音二等字は舌面音化の初期的状況を示していたのではないかとされた⁽⁷⁾。

上記四氏は、各々異なった資料に基づいて、元代において開口二等牙音あるいは四等牙音の舌面音化していることを推定された。前稿はこれら先行の研究を踏まえた上で、この問題に関わる一資料を提出したのである。それは、『字韻』上巻第三葉表にある「校正字様」の「校」字に対する $dzew$ とある音注で、「校」は『字韻』本文における音は $g(a)w$ とある如く見母の字であるが、『字韻』原本には恐らく存在しなかったであろう「校正字様」という漢字に対するパスパ字による音注であるため、記録者の口頭音がそのまま露呈したものであるとして、開口二等牙音舌面音化の一資料として提示し、そのように考えてこそ、先に述べた二等韻庚・耕及び江韻牙喉音の『拳要』及び『字韻』における状況もよく理解出来るのではないかと述べた。

以上が前稿の骨子である。骨子にしては少々長すぎる嫌いがあるが、それには理由がある。これについては後で触れることになろう。次に節を改め、遠藤氏の前稿に対する批判を紹介し、それに対する筆者の考えを述べよう。

三

遠藤氏の論文は、さきに示した標題から知られるように、単に『蒙古字韻』にのみ関わるものではなく、広く在欧の中国語音韻史研究資料を紹介・報告されたものである。実見された上での報告であるため、筆者においても色々教え

られるところの多い論文であった。当然のことではあるが、ここで扱うのは本稿に直接関わる第四節蒙古字韻のそのまた一部に限られる(33~35頁)。そこでまずここでの遠藤氏の論の中心ともいえる『字韻』朱宗文序に対する氏の解釈を示し、それに賛成出来ない旨を述べることにする。氏の論文と重複することになるが、氏の分段に従い、朱序の全文を以下に引用する。

a. 聖朝宇宙廣大、方言不通、雖知字而不知声、猶不能言也、b. 蒙古字韻字與声合、真語音之樞機・韻学之綱領也、c. 嘗以諸家漢韻、證其是否、而率皆承訛襲舛、莫知取舍、d. 惟古今韻會於每字之首、必以四声釈之、e. 由是始知見經堅爲g、f. 三十六字之母、備於韻會、可謂明切也已、g. 故用是詳校各本誤字、列于篇首、以俟大方筆削云、h. 至大戊申清明前一日、信安朱宗文彦章書、

ここで遠藤氏が新しい見解を示されたのはとくにeの部分であるが、それと関わるc・d・fと併せて氏の訳を下に記す。

c) 伝統的な韻書で『蒙古字韻』の信憑性を確認しようとしたが、それらは誤りを沿襲していて、どれが正しいのか分からなかった；d) ただ『古今韻会』だけは小韻の筆頭に等韻学的用語で音価が指定してある；e) このようであってこそ「見經堅」がgであることが分かる；f) 三十六字母が『韻会』では備わっているから、明確になっていると言えよう。

次にd・eに対する従来の読み方を示そう。従来の読み方とは、先にも述べたように注(3)所掲の尾崎雄二郎氏の読み方であり、前稿における筆者の読み方でもある。遠藤氏の新解釈はeの部分に見られ、dについては尾崎氏の所説に基づいておられる。「以四声釈之」を「等韻学的用語」と訳されているのがそれに当たるが、eの解釈は言うまでもなくdの解釈の上に成立しているのだから、「等韻学的用語」の意味するところをも詳しく説明しておく必要があると考える。前稿では、尾崎氏の所説を筆者なりに敷衍し、d・eの部分について次のように解釈した(14~15頁)。

「古今韻会」は今伝わらないので、『拳要』の体裁を見てみると、『拳要』の声母の標記の仕方は従来の「諸家の漢韻」とは異なり、七音と清濁によっている。たとえば、見・經・堅の三字は皆「角清音」とされている。一方、『拳要』には「諸家の漢韻」と同じく反切も付されていて、各々「見、經電切」、「經、堅靈切」、「堅、經天切」である。これらの反切からは、これら三字の声母が同じであることは分っても、実際の音価については何らの情報も得られないのである。ところが角清音との標記はこれとは異なる。『拳要』では中古見母の字を角清音とするのであって、たとえば「公」や「該」等も角清音とされている。これらが当時[k]の音であったことには異論はあるまい。朱宗文は、このことからこれら三字がg

に始まる音であることが分ったというのであろう。

尾崎氏は、そしてそれを承けた筆者も、以上のことからパスバ字を見れば一見して「見経堅」三字がgの字母を含んでいることが分るはずなのに、「古今韻会」によってはじめてgにはじまる文字であることを知った、あるいはgにはじまる文字であるわけが分ったというのは、これらの文字がすでに舌面音に変化していたためにほかならないと解釈したのである。つまり、eをこれら三字の舌面音化を示すものとして読んだのである。

一方、遠藤氏は逆にeは「朱宗文の言語において見母が奥舌音であった証拠とすべきものである」（34頁）とされる。その根拠は氏によれば次のようになる。朱宗文の挙げた「見経堅」三字は任意に取り上げられたものではなく、三十六字母のひとつである「見」母と反切上字の後につけて声母を析出するための帰納助紐字である「経堅」の組み合わせから成っている。したがってeは、「見」「経」「堅」という個別の字の字音の問題ではなく、見母一般の発音の問題であり、それが『古今韻会』のように等韻学的用語で指定してあればその音価がgであることが直截明瞭に分かる」（34頁）という意味に解するべきだとされる。さらにそれにつづけて「『韻会』は三十六字母の順に小韻を配列しており、見母はその冒頭の字母となっているから、見母の例をeで挙げたのはそれによって三十六字母全体を代表させたのであろう」（34頁）と述べられ、この部分の最後を「もしもここでeが三十六字母の一具体例として挙げられたのではなく、四等韻における牙喉音の発音について述べたのであるとするならば、eの文が前後のdとfから浮いてしまい、この序文全体が筋の通らぬものになってしまうと私には感ぜられる」（34頁）と締めくくられた。

eを四等韻牙音の発音について述べたものと解して、序文全体が筋の通らぬものになってしまうとは筆者には一向感ぜられないのであるが、それはそれとして、氏の論の要点は次の二点にまとめることが出来よう。

1. 「見経堅」三字は見母とその帰納助紐字であるから、これで見母一般の発音を示したものであり、その音価はgである。
2. 「韻会」では三十六字母の順に小韻が配列され、見母はその冒頭の字母であるから、この見母によって三十六字母全体を代表させている。

この二点については疑義がある。そこで以下に検討することとしたい。

まず第一点についてであるが、「見経堅」をも含む見母全体の音が仮に当時奥舌音gであったとするならば、なぜわざわざ「古今韻会」の等韻学的用語をもち出す必要があるかというのが筆者の最初に抱いた疑問である。「見経堅」が仮

に見母全体を代表しているとしても、とくに例字として取り上げられているのであるから、これらをもとに論を進めてもさしつかえはあるまい。『蒙古字韻』における「見経堅」の音は、各々 gen・geip・gen であり、『字韻』冒頭の字「公」gug と同一声母 g を有している。これら見母の音が当時全て g であったとするならば、何も等韻学的用語で指定しなくとも、『字韻』の標音のみでその音価が g であることは直截明瞭に分かる筈である。e 「由是始知見経堅為 g」に対する遠藤氏の「このようであってこそ「見経堅」が g であることが分る」という訳も少し曖昧であると思う。「始めて知る」というのは、今まで知らなかった、分らなかったという意味をその言葉の裏にもつ。今まで「見経堅」が g という文字であらわされる音であるということが分らなかったが、「是れに由って」始めて知った、分ったというのである。「是れ」というのが d の「古今韻会」が所収字に等韻学的用語で音を指定していること、この場に即して言えばこの三字に対して「角清音」という。たとえば「公」などと同一の音であることを指定していることを指しているのは言うまでもない。では何故これら三字が g であらわされる音であることが分らなかったのかということになるが、それはそれらが当時舌面音となっていたためであると推定するのが最も妥当かと考えるものである。なお、「見経堅」三字は見母と帰納助紐字の組み合わせであるから見母一般を代表している、ということについては第二点のところでも検討する。

次に第二点についてであるが、「古今韻会」を承けた『古今韻会举要』が、伝統的韻書とは異なり一定の声母の順に小韻が配列されているのは遠藤氏の指摘された通りで、『举要』東韻「公」字の注の案語に、

每韻必起於見字母角清音、止於日字母半商微音、三十六字母周徧為一韻、
とあり、又『举要』の韻例に、

旧韻所載、本無次序、今每韻並分七音四等、始於見、終於日、三十六母為一韻とあるのがこれを指し、見母がその冒頭の字母であることも氏の指摘された通りである。その配列は、牙音・舌音・唇音・齒音（含舌上音）・喉音・来母・日母の順であり、『蒙古字韻』の配列順も多少異同はあるが、ほぼこれに同じである。「古今韻会」は亡佚して見ることは出来ないが、小韻の配列に関して『举要』と異なるところはなかったと思われる。そして、ここの「三十六字母」あるいは「三十六母」が、f の「三十六字⁽⁸⁾之母、備於韻会」のそれと同じものを指すのは疑いない。それは「公」字の案語に「見字母角清音」・「日字母半商微音」とあり、『举要』韻例に「七音四等に分ち」とあるところからも確認出来る。いうまでもなく、「七音」は角(牙音)・微(舌音)・宮(唇音)・商(齒音)・

羽(喉音)・半徵商(来母)・半商徵(日母)の各音を指し、「四等」は清・次清・濁・次濁の各音を指す。

すると、ここでいう「三十六字母」あるいは「三十六母」そして「三十六字之母」も数の上では伝統的な所謂「三十六字母」と共通しているものの、その中味の異なっていることにも注意を払う必要がある。『挙要』に即していえば、舌上音と正歯音の全清音・次清音・全濁音が合流しており、ここで3の減、角次濁次音(魚母)・羽次清次音(幺母)・羽次濁次音(合母)の三母が増えているので、ここで3の増、合計プラスマイナスゼロとなり、その結果、数だけは伝統的「三十六字母」と同じとなるのである。したがって、『字韻』の朱宗文序 d・e・f を連続した文章として読むとすれば、所謂「三十六字母」に存在しない魚母・幺母・合母にはもともと帰納助紐字は存在しないのであるから、「見母」と帰納助紐字「経堅」との組み合わせという観点から、e を見母一般の発音の問題としたり、あるいはさらにこれを拡大して、この見母によって三十六字母全体を代表させるという遠藤氏の解釈は成立し難いであろう。ここはすなおに見母四等字について述べたものと解釈すべきである。

以上より、この二点を論拠とする遠藤氏の e の文は見母の奥舌音であったことを示すという解釈は、成り立ち難いものと考えられる。朱宗文の言語では牙音四等はすでに舌面音化していたという尾崎氏の推定は今も強い説得力をもっているものと考ええる。

では最後に、e において「見経堅」三字が例字として取り挙げた理由について筆者の考える所を述べ、この節を終えることとしたい。尾崎氏、そしてまた遠藤氏も、これら三字は任意に挙げられた単なる例字でなく、「見母」とその帰納助紐字をとくに例字として取り挙げられたものと考えておられるが、筆者もそれに同意する。ただその意義については、いま上に検討した遠藤氏の所論とは別のところに求めるべきであると考え。遠藤氏は「敦煌文書P2012「守温韻学残卷」について」⁽⁹⁾という別の論文において、元刊本『玉篇』巻頭の「玉篇広韻指南」中「切字要法」の記載に基づき、反切により音を取り出す際の帰納助紐字の用いられ方について次のように述べておられる(99頁)。それによると、反切は口で唱えることにより求めるべき音を取り出すもので、たとえば「居何切歌」は「居一経堅一歌」のごとく、反切上字の後にそれと声母を同じくする帰納助紐字を続けて発音し、それによって共通の部分である声母の音声表象を浮かび上がらせ、それに反切下字から抽出した韻母をつなぎ合わせる、つまり、

「居経堅→k, +o→ko」のようにして目的の音を取り出すという。さらに同論文によれば、唐写本とされる「帰三十字母例」(S.0512)の各字母の下に置かれた四字ずつの例字が『韻鏡』の帰納助紐字とかなりの程度に一致することより、同一声母字をくり返して声母の音声表象を浮かびあがらせるという手法が、既に唐代にも行われていた可能性を指摘する(100頁)。思うに、こういう手法が定着定型化して、その成立は宋代以前とされる『韻鏡』「三十六字母図」の帰納助紐字、南宋の『切韻指掌図』「三十六字母図」の各声母の下に挙げられた二字ずつの例字となったのであろう。さらには元の日用類書『事林広記』後集巻九「幼学類」の「切字要法・六十字訣」にも帰納助紐字を用いての反切による音の取り出し方が示してある。その方法は先に遠藤氏が紹介されたのと全く同じで、たとえば「節；子結切」は帰納助紐字「精箋」を用いて「子精箋節」のごとくに口唱して取り出すとある。さらにここには、この六十字(実は五十六字)を初学の者は熟読すべきであるとして、

初学者当留心熟読、周流万遍、将不約而隨、不言而至、雖求字於篇韻之外、豈難之哉、倘能听夕之暇、以訓兒童、使其習慣成、自然誠易為力、

とある。以上のことから、反切から求める音を取り出す際に帰納助紐字を用いるという手法は、相当長期にわたり、かつ広泛に行われていたことが窺われる。ことに、『事林広記』のような日用類書にまでその手法についての説明があるのは重要で、庶民層にとってもそれはわきまえておくべき事柄であり、また、兒童のうちに習得しておくべき事柄でもあったことが、ここより理解されるのである。以上長々と帰納助紐字について述べてきたのは、本稿に即していえば、「経堅」が帰納助紐字であるというのは、少なくとも書物に接しようという人々については共通の認識であり、かつ実際にそれを用いて反切から見母の字の音を取り出していたということを確認しておきたかったからにほかならない。

さてそこで話を本筋にもどすと、筆者はeにある「見経堅」三字は舌面音化していたとの立場にたつ。すると先の「居何切歌」について、帰納助紐字を用いて声母を取り出そうとすると、「経堅」から出てくるのはtɕという音で、「歌」の正しい声母kはここからは出てこないことになる。kの音が出て来るべきなのに、帰納助紐字を用いるとtɕの音が出て来てしまう。こういう手法で音を求めようとするものにとっては、これは大きな疑問であったであろう。「経堅」はtɕという音なのに、なぜkの音の帰納助紐字であり得るのか、それが「古今韻会」の「等韻学的用語」による音の指定ではじめてk(序ではg)であらわされる音であることが分かったというのがeの意であると筆者は解釈

する。eで「見母」と帰納助紐字が用いられたのは、誰もが周知の文字を例とした点にその意義を認めるべきであると考ええる。

四

次にここでは、開口二等牙音の舌面音化を示す可能性があるとして、前稿で筆者が提出した一資料に対する遼藤氏の批判について検討することとしたい。これが本稿の中心となるべき筈なのであるが、実はここで述べるべきことは殆どない。というのは、前稿で筆者の提出した資料を否定されるに際し、氏はほとんどその根拠を示されていないからである。今まで述べてきた朱宗文序の氏の新解釈にしても、氏は新しい解釈を示されたあと、「次に、この問題と関連するのだが」（34頁）と述べて、前稿の批判に移っておられるから、はたして前稿に対する批判と直接的な関連をもって論ぜられたのかどうかさえ危ぶまれる。ただ本稿では一連のものとしてとらえた上で、氏の新解釈には従い難い旨を以上に述べておいたのである。

さて、ここでまず指摘しておきたいのは、氏が前稿に対する批判をなされるに際し、その論の進め方に筆者の納得出来ないところの存することである。前稿が結論として、『蒙古字韻』巻首にある「校正字様」の「校」の字に対する音注 dzew を開口二等牙音の舌面音化を示す一資料として提示したものであったことは、第二節の前稿の要約にもあるように明らかである。しかし、そこで長々と述べたところからも分るように、それは先行諸家の説を踏まえた上での筆者なりの結論なのである。また繰り返すことになるが、異った角度よりする先行諸家の研究は、当時四等あるいは二等牙音の舌面音化を推定する。また、『拳要』・『字韻』の開口二等牙音に対する処置の仕方も、同じ方向を強く示唆する。こういう状況を踏まえた上で、「校」dzew を開口二等牙音の舌面音化を示すであろう一資料として提出したのである。ところが氏は、これらについて全く言及されることなく、「校」dzew に対する筆者の解釈についてのみを批判されたのである。結論を下すに際してはその前提があるのであり、それを示さぬまま結論のみを批判するのは、論文のあるべき姿とは思われない。

また、「その根拠はわずか一字であり、しかも本体の幾多の字においてはそのような徴候は全く見られない」（35頁）こと、及びパスパ字でgとdzがかかなり似た形のものであること（35頁）を指摘された上で、「このような根拠に拠って、かなり影響範囲の大きい説を主張するのは危険である」（35頁）と述べられた。前者については、本体の部分でないからこそ記録者の口頭音が露呈したと考え

られること、後者については両字のパスバ字を挙げその類似していることを指摘した上で、誤記とはみなさないとの立場をとったことを、前稿には明記してあるのであるから、ここで氏と筆者はもともと異なる観点にたっているのであって、何ら根拠を示されぬままでの氏の論は到底受け入れ難い。さらに氏は、橋本萬太郎氏も筆者論文を査読された折り、氏と同様の意見を持たれたと述べられているが、筆者の論文が『中国語学』に登載されたこと自体、その査読者が仮に橋本氏であったとするならば、橋本氏御自身のお考えはともかく、筆者のごとき観点もあり得ることを公的に示されたのにほかならないのであり、かかることを論文の中に記すのは筆者に対してはともかく、橋本氏に対して極めて失礼なことであると言わねばならない。

また氏は、照那斯因・楊耐思両氏の『蒙古字韻校本』「校勘記」においてもこれを誤写としていると述べられるが、そこではその後10に続けて「日本花登正宏以為不誤」(160頁)とあり、その後に掲載誌を明記してあるのであって、これも両氏とも筆者とは考えを異にされるものの、ひとつの考え方としては成立し得る可能性もなくはないとの立場を示すものと解釈されよう。氏がこの後の部分に全く触れられず、誤写と見なされている部分のみを引かれるのは公平な引用とは言えないであろう。

ただ氏が、「校」*deew* を筆者のごとく解するためには、拗音の前の精組字も舌面音化し、尖音(精組)と団音(牙喉音)が実際の発音では合流していなければならない(35頁)と述べられているのは、誠に御説の通りだと思う。牙喉音の舌面音化の問題は尖団音の合流の問題と切り離しては考えられないのである。前稿では尖団音の合流について触れる余裕はなかったが、この問題はつねに筆者の念頭から離れることはなかった。遺憾ながら、いまだこの問題について確固とした考えを披瀝するまでに至ってはいないのであるが、この機会に牙喉音の舌面音化を尖団音合流の問題とからめつつ、いま筆者の考えていることを以下に記してみようと思う。まだまだ資料不足で牙喉音舌面音化研究の展望とは称せない代物であるが、遠藤氏が「もしもこのような解釈が成り立つとするならば、この説(筆者の説)は尖団音の合流の年代を数百年引き上げる画期的なものである」(35頁)と述べられたその「数百年」を縮小する作業手順を、少くとも筆者には示してくれるものではある。

五

一般に、ある音韻変化がいつ生起し、そしていつ完成したのかを知ることは

容易なことではない。中国の伝統的な韻書や音韻学書に或る音韻変化の完成した姿が記載されている時、それが音韻変化の起こった時期について、その確かな下限を示してくれていることは疑いないものの、それ以前にそういう変化が起こっていなかったという保証はないからである。ことに、韻書・音韻学書は一般に規範意識がつよく、かりに相当広範囲にある音韻変化が見られる場合でもそれらが記載されることは少なく、まして、ある特定の地方にのみ起こった音韻変化が記録に留められることはまずないと言えよう。それらについては、たとえば『五方元音』（河北）・『彙音妙悟』（泉州）・『千字同音』（広州）などの地方韻書の出現を俟たねばならない。したがって、これら地方韻書の出現以前に起こった可能性のある音韻変化、ことにその変化の萌したはじめの時期について知ろうとすれば、ほかにその資料を求めなければならない。それは後にも述べるように、ある場合には外国音との対音資料であり、またある場合には随筆筆記に偶然記載された零細な資料であったりする。また時には偶然の書き誤りなども貴重な資料となることもあり得るであろう。

さらに、もうひとつこの方面の研究を困難にしているものとして、反切を挙げておく必要がある。反切が中国音韻学研究の中心資料とされてきたことは今更言うまでもないが、地方音に基づいて作られた反切はともかく、こと伝統的韻書に見られる反切となると、その上字下字を特定の地方の音で読めば、帰字としてその地方の音が取り出されるという性格のもので、いま問題としているような音韻変化の初期の状態を窺い知る資料とはなりにくいであろう。伝統的韻書の全てがそうだというわけではないが、一般的には以上のように考えられる。

牙音の舌面音化という、中国音韻史上相当重要な問題についても、当然上に述べたような研究上の困難さを伴なう。ところで、牙音の舌面音化は当然のことではあるが各地で同時に起こったものではない。また現在我々が目睹し得る音韻資料についても、その依拠した方言が全て明らかになっているわけではない。そこで以下では、当該音韻変化を示していると考えられる資料を、どの地方の音を反映するものであるかということには当面こだわることなく、時代を遡る形で配列し検討していくこととしたい。無論これは資料面での制約によるやむを得ない措置ではあるが、少くともある地方に牙音の舌面音化を示す資料があれば、それ以外の地方でも同じ音韻変化のあり得た可能性は否定出来ないと考えられるからである。

一、『圓音正考』

牙喉音の舌面音化を、尖音団音両音の合流という最も確かな形で示す資料は『圓音正考』である。それには乾隆8年(1743)の原序と、道光10年(1830)の烏扎拉文通序が附されており、藤堂明保氏はこの書、ことにその両序に依拠して、北京語では尖音団音は乾隆時代(18世紀)には混同しはじめ、嘉慶道光の間(19世紀初)には完全に合流したとされた。牙喉音の舌面音化の生起した年代を最も確実な形で示す資料が、『圓音正考』という満州語と中国語との対音資料であることをここでは注意しておきたい。

二、『李氏音鑑』

ついで日下恒夫氏は『李氏音鑑』(1810)を検討し、その著者李如珍の言語生活をも考慮された上で、北京語の尖音団音合流の時期を遅くとも18世紀半ばとされ、その混同時期は18世紀初頭か17世紀後半にまで遡らせることが可能であるとされた。

三、『許氏説音』

『李氏音鑑』に参訂者の一人として名の見える許桂林に『許氏説音』(1807)という音韻学書がある。その巻一「六十四音統一切音」は声母について述べた部分であるが、そこでは「昂杭岡康」四母が喉音とされているのに対し、「姜羌香央」四母は「張昌商」・「臧倉桑攘」・「將槍相」などと共に齒音とされている。『李氏音鑑』の場合とは異なり、尖音団音の合流について許は何ら述べるところはないが、これも牙喉音の舌面音化を示す資料として挙げる事が出来よう。

『李氏音鑑』・『許氏説音』二書は、ともに音韻学概説書と看做し得るが、このような類いの書物中から牙喉音の舌面音化を窺い知ることが出来るのは珍しく、貴重な資料と言えよう。

四、『朴通事新釈諺解』・『重刊老乞大諺解』

『李氏音鑑』を検討された日下氏によって、尖音団音合流の年代は18世紀半ばにまで引き上げられたのであるが、ほぼ同じ頃に牙音の舌面音化していることを示す対音資料がある。それは『朴通事新釈諺解』(1765)・『重刊老乞大諺解』(1795)で、いずれも朝鮮の人達が中国語を学ぶ教科書である。そこでは各漢字に対しその中国音がハングルで示されており、たとえば前者には「去」ㄱᄇᆞᆫ・「京」징・「幾」ㄱᄇᆞᆫ、後者にも「給」ㄱᄇᆞᆫのような音注が施されており、これらの舌面音化していることが分る。しかし、一方では両書ともに「学」ᄇᆞᆫ・「今」ᄇᆞᆫのような音注も見られる。これが実際の音に基いた区別なのか、あるいは先行テキストに記されたものをそのまま踏襲した部分があるために生じた区別なの

か、あるいは何かほかに理由があるのか、未だ詳細な検討を経ていないため明白ではないが、一部の牙音が舌面音化しているという事実は動かせない。

なお上記二種のテキストは、たまたま筆者の目睹したものに過ぎず、『老乞大諺解』、『朴通事諺解』には数多くのテキストが刊行されているため、現在筆者未見のこれらに先行するテキストを見れば、更にその時代を引き上げることも出来るかも知れない。

次に、17世紀後半に牙音の舌面音化の起こっていたことを示す資料を挙げよう。

五. 『詩詞通韻』

本書には康熙24年(1685)朴隱子の自叙がある。「通音」あるいは「河洛の音」と称する一種の共通語音に基づいて編纂された韻書で、当時の実際の音声を少なからず露呈している点で興味深い資料と考えられる。この資料からも牙音の舌面音化を窺い知ることが出来る。本資料では牙音は角音と呼ばれる。角一音から角四音までがあり、それと三十六字母とは次のように対応する。

角一 (正清) : 見母, 角二 (次清) : 溪母, 角三 (正濁) : 群母,
角四 (次濁) : 疑母(開口)・娘母・泥母(齊齒・撮口)

ここの疑母は開口のみで、その合口・齊齒・撮口は本文中において〔ŋ〕を消失し、他声母と合流しているから、開口のみ〔ŋ〕と発音されたものと思われる。次に、泥母の開口・合口は端・透・定の三母と共に微音を構成している。本書はその自叙などに「河洛の音」に基くというが、たとえば現代洛陽音では〔n〕と〔nʷ〕の別があり、前者は-i・-i u-と結合しない。したがって、ここの娘母と泥母の齊齒・撮口が〔nʷ〕音であることは疑いない。ところで、牙音の舌面音化はその本文中より知ることが出来ないが、巻末「反切定譜」中の「四呼七音三十一等字母全図」を検討することにより、その事実のあったことを知り得るのである。角音の開口・齊齒の部分抜き出すと以下のようになる。

角	正	清	次	清	正	濁	次	濁	角	正	清	次	清	正	濁	次	濁
開 牙 音	高		㊦		○		𪛗		牙	京		輕		擊		𪛗	
	岡		康		○		𪛗		兼	基		欺		岐		泥	
			(以下省略)						齒			(以下省略)					
						(a)		音								(b)	

「字母全図」では発音部位の同じものを並べるのが原則であるから、上に述べたこととあわせて考えて「高考敷」が各々 kao・k'ao・gao であることは疑いあるまい。次に図中の「牙兼齒音」に属する「寧」や「泥」は、さきに見たように〔nɕ〕と考えられるから、「京」や「基」などは〔nɕ〕と発音部位を同じくする舌面音 tɕin・tɕi であったと推定されるのである。逆に言えば、これらが舌面音となっていたからこそ、本来は牙音とは関わりのない娘母や泥母の齊齒・撮口音が、その発音部位を共通するというで「牙兼齒音」の次濁音の位置を埋めたものと考えられる。ここから、17世紀後半の「河洛の音」では牙音の舌面音化が起こっていたことを知り得るのである。

六、琉球国王之印

この資料については、かつて永島栄一郎氏が触れられたことがある。²⁶⁾『中山伝信録』巻二にこの「琉球国王印」の印影が載せられている。右に漢字の篆書で「琉球国王之印」とあり、左には満州文字で lio cio gurun i wang ni doron (琉球国の王の印) とあり、「琉球」は lio cio と音訳される。c は〔tɕ〕音であって、永島氏によればこの二字は〔liutɕiu〕とあらわされる。さらにここには、「康熙元年、冊使始至國、賜王此印」とあり、1662年に冊封使のもたらした印であることが分る。したがって、これは17世紀中葉に牙音の舌面音化の起こっていたことを示す対音資料であり、ことにそれが官印である点が貴重である。

七、『大清太宗文皇帝実録』

次に、同じく17世紀半ばに牙喉音の舌面音化の起こっていたことを示す資料がある。²⁷⁾清の太宗皇太極には、A 順治12年(1655)・B 康熙21年(1682)・C 乾隆4年(1739)の三種の漢文による実録がある。これら三種の実録では、満州語の固有名詞を漢字によって音訳しているが、AとB・Cとではその音訳漢字に異同が見られる。その数例を挙げると、たとえば

<u>ajige</u>	A 吉	B・C 濟
<u>banjin</u>	A 金	B・C 津
<u>jingsan</u>	A 京	B・C 靜

のごとく、満州語の ji-〔tɕi〕を一番時代の古い A では牙音の見母で示すのに対し、時代の遅れる B・C では齒頭音の精母に改めている。これについて山崎氏は、A の作成当時「吉金京」などの見母字はすでに舌面音化して〔tɕ〕のごとく発音されていたため、ji・jin・jing を各々これら三字で音訳したが、のちになって規範意識が働き、それらを精母字に改めたと推定された。ここに、

17世紀半ばに北方方言の一部で牙喉音の舌面音化のすでに起こっていたことを示す一種の対音資料を新たに得たことになる。^(補註)

八、康熙抄本『甘氏家譜』

零細ではあるが、ほぼ上と同時代のものである面白い資料を紹介しよう。馮其庸『曹雪芹家世新考』⁶⁰は『紅樓夢』の著者曹雪芹のいわば戸籍調べの書であるが、その性格上、「宗譜」や「家譜」を資料として使用、かつその一部の写真を掲載している。そのひとつ『五慶堂曹氏宗譜』の副本によると、曹氏三房の十世に曹権中という人がいる。⁶¹そこには、

養勇子、字時軒、指揮使、配徐氏、封夫人、生振先、女一適甘公體恒室、とある。一方、康熙抄本『甘氏家譜』では、その六世「體垣」のところに「元配曹氏」とあり、そこには⁶²

瀋陽衛指揮全忠曹公之女、生一子、如栢、とある。ここの「全忠」がさきの「権中」であることは疑いない。甘「體恒」は『甘氏家譜』に「體垣」とあるのに従うべきであろうし、曹「全忠」も『曹氏宗譜』の「権中」が正しいであろう。すると、『甘氏家譜』の方で、牙音の「権」とあるべきところを歯音の「全」に書き誤ったわけで、それは両字が同音であったためと考えられる。勿論、「中」と「忠」の誤記も同様であろう。ここから当時「権」の音が舌面音化していたことが分るのである。

『甘氏家譜』は康熙年間(1662—1722)の抄本であるが、その書き誤りのあった時代はもう少し限定することが出来る。『甘氏家譜』に附された甘氏七世国基の序に、

先忠果公定譜時、亦不能分析、とあり、この家譜を甘忠果公がまず作成したことが分るが、この忠果公は国基の父である甘氏六世の甘文焜であり、彼は吳三桂の乱に遭遇し、康熙12年(1673)に自殺している。また、文焜と體垣は同じく六世であるが、體垣は順治九年(1652)に既に没しており、この書き誤りはおそらく文焜が「譜を定めた」折りに生じたものと考えるのが自然であろう。そういうわけで、この資料はおそくとも文焜の没年以前、大体17世紀半ば頃の音を反映していると解される。同音であることより生じた偶然の書き誤りが、牙音の舌面音化という音韻変化の資料となった例である。

九、『霜紅龕集』

次に隨筆筆記に見られる資料を挙げよう。傅山の『霜紅龕集』巻40・「雜記」5に次のような記載がある。⁶³

太原人語多不正、最鄙陋媸人、吾少時聽人語、不過百人中一二人耳、今盡爾矣、
如酒為九、九為酒、見為箭、箭為見之類、不可勝與辨、

これは、諸家により時に言及される資料であるが、齒頭音「酒」と牙音「九」、
牙音「見」と齒頭音「箭」の混同、つまり牙音が舌面音化し尖団両音字が同音
となっていたことを示す資料である。傅山の生年は明の萬曆35年(1607)、没年
は清の康熙23年(1684)である。「少い時、その混同は百人中ひとりふたりにすぎ
なかつたが、今は皆がそうである」とある「今」が一体何時を指すのか時定出
来ないのが遺憾であるが、少なくとも明末清初の山西太原では、牙音の舌面音
化が相当普遍的となっていたことは疑いあるまい。『霜紅龕集』を通読してみ
ると、傅山が文字音韻学に多大の関心を抱いていたことが看取される。かかる人
のことはであるだけに、零細なものではあるがその資料的価値は高いものと考
えられる。

十、『西蕃館訳語』

太田齋氏の御研究によると、『西蕃館訳語』丙種本に属する阿波国本では、チ
ベット語の ky-・khy-・gy- 音全部で59例の内、漢字の牙音字で写されるもの32
例のほか、齒頭音字で写されるもの22例、正齒音字で写されるもの5例を
数えるという。氏は当時、西蕃語で ky- 系列の音が [tʃ] 等の音になっていた
ことを指摘されたのち、多方面の可能性を考慮に入れてこの状況をいかに解す
べきか検討された。その結果として、当時中国語の側で尖団の区別が消失して
いたと考えるのが最も妥当との結論に到達された。氏は阿波国本は16世紀の言
語を反映するとされる。するとこれは、16世紀に尖団音の合流していたことを
示す、チベット語・中国語の対音資料ということになる。

十一、『菽園雜記』

最後に、やはり随筆筆記に見られる資料を紹介しよう。陸容(1436—1495)
『菽園雜記』巻四に「今天下音韻之謬者」として各地方の音の「誤り」を列挙
した部分があるが、その中に、

又如去字、山西人為庫、山東人為趣、陝西人為氣、南京人為可去声、湖広人為処、
との記載がある。ここでは先の『霜紅龕集』の場合と異なり山西では牙音は舌
面音化しておらず、その点で先の記載を証明する資料ともなるのであるが、今
度は山東で当時牙音「去」字が齒頭音の「趣」に読まれていたことが分る。こ
れは当然「去」「趣」両音ともに舌面音化していたために生じた現象と考えられ
るから、15世紀半ばの山東方言で、牙音の舌面音化が起こっていたことが看取
される。

以上、筆者の管見した限りの乏しい資料に基いて、牙音の舌面音化が時代的にどこまで遡れるかを見てきた。その結果、一地方において、すでに15世紀中葉にはその現象の見られることを確認し得たと思う。しかし今まで見てきたように、各資料に反映されている音は北京音あり、「河洛の音」あり、山西音あり、そして山東音もあるという風であって、一地方音の通時的研究とは到底言えないし、また、一書全てが尖団音の合流に関わる『圓音正考』から、隨筆筆記のある一条の、それもたった一字を資料とする『菽園雜記』まで、その資料自体の性格も一樣ではない。しかし、時代を遡るに従い資料の少くなるのはやむを得ないことであり、また伝統的韻書・音韻学書がその規範意識という点からかかる現象の記述に冷淡である以上、ここで扱ったような零細な資料であっても、その持つ意味は決して小さくないと考えられる。将来、資料的方面での制約が軽減され、牙音の舌面音化という一音韻変化の問題についても通時的研究の可能になる日の到来が俟たれるが、ここしばらくそういうことが望めない以上、韻書・音韻学書・対音資料はもちろん、隨筆筆記してあるいは地方志の記述などのあらゆる資料を、それもどの地方の音を反映しているかなどということには当面こだわることなく涉猟し、まず資料の蓄積をはかることこそ肝要かと考える。『菽園雜記』の記述などは、それ自体は山東という一地方における牙音の舌面音化を示す資料にすぎないが、これによって他の地域でもこういう現象のあり得た可能性を示しているものと考えられるからである。

筆者は『蒙古字韻』（1308）巻首の「校正字様」の「校」の字に附された注音 *dzew* から牙音の舌面音化を推定したが、私見ではこれも規範意識から逸脱した偶然の書き誤りをしたため当時の口頭音が露呈したものと解さるべきものであり、本節で挙げた様々な資料の延長線上にその位置を占めるべきものとする。そして同時に、本節で述べてきたことによって、第四節末にいう「数百年」という期間についても、相当に短縮し得たものとも考えている。最後に、『蒙古字韻』で舌面音が *dz* という舌尖音を表わすパスパ字で示されているのは、パスパ字中に舌面音を示す文字が存在しないことによるやむを得ない選択で、それが [tʃ] 音を示すものとして最もふさわしいものと考えられたからであろうことを指摘し、本稿を終えることとしたい。

（註）

- （1）『開篇』第7号（好文出版、1990年）
- （2）『中国語学』226号（1979年）

- (3) 「大英博物館本蒙古字韻札記」(『人文』第8集、京都大学教養部、1962年)
- (4) 「古今韻会挙要に於ける口蓋化について」(『中国文化研究会会報』第1期第1誌、1950年)
- (5) 『中原音韻研究(重版本)』(商務印書館、1956年)
- (6) 『等韻源流』新序(商務印書館、1957年)
- (7) 「古今韻会挙要に於ける二等韻について」(『中国文化研究会会報』第2期第1誌、1951年)
- (8) 拙稿「古今韻会と古今韻会挙要」(28-31頁)参照(『人文研究』第39巻第3分冊、1987年)。
- (9) 『論集』第29号(青山学院大学一般教育部会、1988年)
- (10) 中文出版社影印元至順刊本による。
- (11) 帰納助紐字としては本来72字あるべきなのに、ここでは60字となっている。また60字とは言いながら、実際挙げられているのは56字で、ここにあるべき非母・微母の助紐字4字については「無文之字」であって、「若能熟読五十六字、而此四字自然随声而应也」として記載していない。ここで全く顧慮されていないのは三十六字母の内、知・徹・娘・敷・奉・牀の六母であって、この「六十字」は当時の音を反映した帰納助紐字と考えられ興味深い。なお、我國の元禄年間に刻された『事林広記』では、ここは「七十字訣」となっていて異同を見せているが、詳細については省略する。
- (12) 「居」が当時舌面音化していたかどうかについては今ここで論じない。この例がまずいと言うのならば、『広韻』の反切「古電切経」・「古賢切堅」を用いて、なぜkの反切上字から帰字声母 ϕ が取り出されるのかという方向からも説明することは可能である。この場合でも当然この二字が帰納助紐字としてよく知られていたという点が重要であることに違いはない。
- (13) 開口二等牙音字と三四等牙音字が同音となって区別されない場合について、張鴻魁「《金瓶梅》の方音特点」(『中国語文』1987年第二期)は「从現代方言来看、凡二三四等開口喉牙音字不分韵的、都是統一為舌面音齊齒呼、沒有保持舌根音開口呼的。」(129頁)と述べる。現代方言で果して全てこの記述の通りになっているかどうか検討の余地はあるが、少くともそういう方向を強く示唆しているということは出来よう。
- (14) 民族出版社、1987年。
- (15) たとえば、今ここで問題にしている牙音を例にとってみよう。『音韻闡微』(1726)は反切改良史上その殿軍に位置する韻書であるが、そこでは四等字「牽」に対する『広韻』の反切「苦賢切」を「欺烟切」に改めている。ここで確実に言えるのは、拗介音の有無を反切上字によっても示したというだけで、その声母が果して舌面音化しているかどうかについては何ら情報を与えてくれない。仮に当時のある地方で、現代北京音のようにこの字を舌面音として発音していたとしても、そこでは上記の反切に基いて qī + yān → qiān のようにして目的の音を取り出せるのであって、わざわざその反切を「妻烟切」のように改めるようなことはしないのである。後でまた触れることになるが、『李氏音鑑』(1810)巻四「第25問北音入声論」に「希腰切削」・「羌伊切七」・「景移切集」・「欽嗟切切」のごとく、牙喉音で齒音を切する反切がみられるのは、ここが「北音」について論じている場所であることを考慮に入れても、伝統的音韻学書としては異例のことであ

ることを知っておく必要があろう。反切資料の扱いにくさはこういうところにもあるのである。

- (16) 「ki-・tsi- の混同は18世紀に始まる」（『中国語学』第94号、1960年）
- (17) 「中国近世北方音韻史の一問題——北京方言声類体系の成立——」（『人文学報』No91、1973年）。
- (18) 『声韻要刊』（北平松筠閣排印本）所収。なお、李如珍の妻は許桂林の姉であった。このことについては、拙稿「北京大学蔵『音学臆説』について」（『集刊東洋学』第49号、1983年）参照。
- (19) 『李氏音鑑』巻五「第29問空谷伝声論」所掲の「松石三十三字母行香詞」は、著者が正面きって彼の考える声母の体系を詞という形式で示したものである。牙喉音については、k「箇驚」・k'「空溪」・x「紅翽」の三組六字母が挙げられている。各組の前者は洪音、後者は細音で、ここからは牙喉音の舌面音化を読みとることは困難である。一般に伝統的音韻学書に見られる声類の記述はこういう類いのもので、日下氏は前掲論文において、これは「南音」をも考慮に入れたための処置とされるが、そのほかに規範意識という一面のあったことも見逃せないと思う。そういう点からしても、同書の「凡例」・巻一「第6問字母音異論」・巻四「第25問北音入声論」・同「第26問南北方音論」など、いずれも正面切って声母について論じたところでない部分の記述から牙喉音の舌面音化が読み取れるのは貴重だというのである。
- (20) とともに大阪府立図書館所蔵本。
- (21) 康寔鎮『「老乞大」「朴通事」研究』（台湾学生書局、1985年）
- (22) 拙稿「『詩詞通韻』考」（『語言学論叢』第15輯、1988年）参照。
- (23) 丸の中に文字のあるのはその文字が平声字でないこと、丸だけのものはそこに該当する音のないこと、四角で囲まれた文字は南北でその音を異にすることを示す。(a)には「北入宮次濁音」、(b)には「北入徵次濁音」とある。とくに(b)の記載は、さきにこの娘母と泥母の一部を〔np〕音としたことを支持する。
- (24) 永島栄一郎「近世支那語特に北方語系統に於ける音韻史研究資料に就いて(続)」（『言語研究』第9号、1941年）73頁。
- (25) 山崎雅人「『大清太宗文皇帝実録』の満州語音訳漢字から見た漢語の牙音・喉音の舌面音化について」（『文化』第53巻第3・4号、1990年）参照。
- (26) 上海古籍出版社、1980年。
- (27) 前掲書図片54。
- (28) 同上74。
- (29) 曹氏三房の十世は、そのほとんどが「中」の字をその名にもつ。
- (30) 『清史稿』巻252甘文焜伝（『中華書局』本）。
- (31) 康熙抄本『甘氏家譜』（『曹雪芹家世新考』50～51頁）による。
- (32) 宣統三年(1911)山陽丁氏刊本による。
- (33) 丁宝銓『傳青主先生年譜』参照。
- (34) 「尖団小論」（『人文学報』第140号、1980年）参照。以下の引用は、氏自身の正誤表により訂正したものによる。
- (35) 中華書局排印本(1985年)による。

(補註)

山崎氏は近刊の論文「『大清太祖武皇帝実録』の借用語表記から見た漢語の牙音・喉音の舌面音化について」(『言語研究』98、1990年)において、やはり満州語との対音資料にもとづき、牙喉音舌面音化の年代をさらに引き上げられた。上記ヌルハチの満文実録は、今西春秋氏「満文武皇帝実録の原典」(『東方学紀要』第2号、1967年)により、その告成は崇徳元年(1636)11月に比定されるものであるが、その中に中国語の主として固有名詞を満州語で写した借用語が見られるという。そこでは、監軍道 jiyan jiyūndoo(見母)・祁秉忠 ci bing sung(溪母)・百里奚 be li siのごとく、牙喉音を硬口蓋齒茎破擦音・摩擦音で写した例が数多く見られる。このことから氏は、上記書の作成された17世紀初頭において、これらが舌面音で発音される方言のあったことを推定された。これにより、満文実録資料に基く中国語の牙喉音の舌面音化の年代は、さらに17世紀初期にまで引き上げられたことになる。